

平成25年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成25年6月11日 午前10:00

○散 会 午後 1:58

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 兼新庁舎建設室長 幸 村 公 明
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
生涯学習課長 (部長待遇) 菅 原 一	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	高 齢 福 祉 課 長 畠 山 靖 男
健康推進課長 北 嶋 眞 喜 子	都 市 建 設 課 長 渡 部 智

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝 議会事務局次長 鈴 木 整

平成25年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成25年6月11日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、14番藤原典男議員、4番藤原幸作議員、12番岡田 曙議員、2番大谷貞廣議員の順に行います。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、そしてまた、6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労さまでございます。

特に石川市長におかれましては、今後4年間の市政の舵取りを行うことになりました。ぜひお体に気を付けて大いに活躍していただきたい、そのように思います。

それでは、一般質問に入ります。

1つ目は入札制度のあり方、2つ目は固定資産税納税通知書の記載内容について、3つ目は一般廃棄物最終処分場について、それぞれ質問したいと思います。宜しく申し上げます。

本市が行う公共工事については、今まで社会的に問題化されたこともないし、公正平等に行われているものと確信するものです。しかし、近年、公共工事に対し企業ができるだけ安く入札し、何としても仕事を取りたいという動きがあるのも現実ではないでしょうか。私は以前、一般質問において公契約制度について当局の見解を伺ったことがあります。ILO94号条約「公契約における労働条項に関する条約」が1949年に採択されておりますが、各地でこの公契約条例制定の動きや進化、発展の動きがあります。

なぜ必要なのかについて簡単に述べますが、公共工事で低価格入札が相次いでいること、委託契約で官製ワーキングプアがつけられる構造があります。低価格での入札は、そこで働く労働者の低賃金、労働強化、その結果の労働災害の発生など、人間らしく働くことに対する様々な弊害が生ずることを規制することが必要だと考えられるからです。

労働条件が守られ、企業として正常な経済活動を行っていることを確認した上で、企業と自治体が結ぶ契約に沿って入札が行われることは、労働の基本権を守る上で重要なことと認識します。このことについて質問致します。

1つ目は、公契約条例に対する今後の本市の対応、考え方について伺います。

2つ目は、入札額については、低価格となればそこに働く労働者の低賃金、労働条件の悪化につながる恐れが十分にあり、入札金額については企業内労働者の労働条件、主たるものの賃金を保障し、また、企業の健全なる発展を期する意味からも、自治体は入札に当たっては最低入札価格の制定を行い、それ以下の入札価格があった場合にはそれらを排除すべきと思いますが、このことについて本市の考え方、対応について伺いたいと思います。

2つ目は、固定資産税納税通知書の記載内容について伺います。

土地や家屋などを含む固定資産を持っている方には、毎年5月になれば市より固定資産税の納税通知書が送付されます。課税の明細書とあわせ、記載されている内容は、課税の根拠、納期、異議の申し立て、延滞金滞納処分のことなど明記されておりますが、それと同時に住宅用地に対する課税標準の特例、小規模住宅、一般の住宅用地、負担水準、そして新築住宅に対する減額措置、減額される範囲、減額される期間など記載されております。

この固定資産税の納税通知書に記載されている内容を見ますと、もっと固定資産税の減額される内容を記載してもいいのではないかと思います。例えば、新築住宅の場合には、固定資産税の減額措置が適用されますが、長期優良住宅の一般の住宅、3階建て以上の中高層耐火住宅、その他住宅の場合、新築後5年とか7年とかが半額になります。長期優良住宅とは、長期優良住宅普及の促進に関する法律に規定するものですが、ここまでは本市でも記載しておりますが、減額措置になる範囲はそのほかに耐震改修が行われた住宅やバリアフリー改修が行われた住宅、熱損失防止改修、これは省エネ改修ですが、これが行われた住宅に対しても減額措置が適用となります。ほかに減額できる条項があれば、あわせてこのことについて記載、説明があってもいいのではないのでしょうか。県内の他市では、ここまで記載しているところもあります。

また、固定資産税をめぐり数多く疑問が出される代表的な事柄について、Q&A方式にして丁寧に説明している市もありました。

また、毎月の市の広報には税金の納期がある月には、国保税や固定資産税の減免制度

があることも掲載しておりますが、この固定資産税の納税通知書にも、どのようなときに減免できるのかその条件も記載してもいいのではないかと思います。固定資産税に対する正しい情報提供と十分なる説明を行い納付していただくのも、市民の納税に対するサービスの一環ではないでしょうか。

そこで質問ですが、耐震改修が行われた住宅、バリアフリー化住宅、省エネ改修した住宅への減額措置の記載、減免の記載などについて当局の取り組みへの考え方を伺います。

次に、一般廃棄物最終処分場について伺います。

市民も既に広報でご承知のように、現在、ごみ焼却炉の改修工事が行われており、焼却の試験段階に入った時期ではと察し致します。数箇月の間、試験焼却を行った後に各種基準に定められた既定値以内に収まると本来の補助金が来ることになり、本市は少ない負担金で済むこととなります。現在、その試験燃焼中の真っ最中だと思いますが、そこで2問にわたり質問をし、今後の対応を伺うものです。

1つ目は、ごみ焼却炉の性能次第では最終処分場の処理量が決まります。従来のものと比べ、試験中とは言いながらその性能はどうか、統計を取り始めて処理量の平均的な量は定まってきているのかどうか伺いたと思います。

将来の最終処分場への処理量により、処理場のあり方も考えなければなりません。今年度からガラス瓶も各家庭からの回収が始まり、その処理も業者が扱うことになりました。これにより最終処分場に廃棄処分しなくともよくなり、その処分量がかなり減量を見込めると思います。年間トータルとしてどのように移り変わっていくのか、見通しについても伺います。

2つ目は、このままで推移していくと、近い将来に一般廃棄物最終処分場をほかに求めなければならない事態が来ると思われますが、いつの時点でどこに求めるのか、このことについても伺いたと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご答弁、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番藤原典男議員の一般質問の1つ目「入札制度のあり方について」お答え致します。

質問の1点目の「公契約制度に対する本市の考え方について」と2点目の「最低入札

価格設定は必要ではないか。本市の現状はどうか。」について、合わせてお答えさせていただきます。

建設業を取り巻く環境は、地方自治体における厳しい財政状況から公共工事の削減が長期にわたり、低入札工事の増加による「競争激化」や「受注の減少」、これに「諸経費の増加」、「資材価格の上昇」など厳しさを増している現状にあります。

このような中であって、市では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」や「建設業法」などに基づき、施行体制の適正化と、これを請け負う建設業の健全な発展を図るとともに、建設労働者の賃金や労働条件の確保が適切に行われるように努めてまいりました。

例えば、1つ目、透明性の確保、2つ目、公正な競争の促進、3つ目、適正な施工の確保、4つ目、不正行為の排除の徹底などで、特に不良不適格業者の排除、ダンピングへの対応などであります。

また、価格という単一の基準で競い合う入札制度から企業間の健全な競争を確保しながらも公共工事の品質も確保できる新たな入札制度として、価格以外の要素として工期や施工中の騒音などの評価やISOの認証取得や障害者雇用率など複数項目にわたる資格審査数値を勘案して落札者を決定する総合評価落札方式の導入についても検討を進めております。

しかし、多くの工事に適用するには、まだまだ業務効率の面で研究が必要であることから、ご指摘の最低制限価格制度や公契約制度の条例化についても研究する必要があると認識してまいります。

現在、公契約制度については、県内においては秋田市が制定に向け作業を進めていると伺っておりますことから、情報収集を行い、課題も含めて研究・検討してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひ申し上げたいと存じます。

以上です。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 続きまして、一般質問の2つ目「固定資産税納税通知書の記載内容について」お答え致します。

当市においても固定資産税納税通知書には、「課税の根拠」、「納期」、「異議の申し立て」、「延滞金、滞納処分」について記載をして配布致しております。納税通知書の発送時においては、課税明細説明書を同封し、「住宅用地に対する課税標準額の特

例」をはじめ「負担水準」、「新築住宅に対する減額措置」につきましても記載しているところであります。

ご質問にあります「耐震改修住宅」につきましては、昭和57年以前に建築された住宅を耐震改修工事した場合において、翌年度の1年間に限り、住宅部分120㎡を限度に2分1を減額する制度であります。

また、「バリアフリー改修住宅」につきましては100㎡まで、「省エネ改修住宅」につきましては120㎡までの改修した部分について、翌年度の1年間に限り3分の1を減額する制度であります。

「耐震改修」、「バリアフリー改修」、「省エネ改修」に限らず減免制度につきましては、今後課税明細説明書へわかりやすく記載するよう努めてまいります。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 続きまして、一般質問の3つ目「一般廃棄物最終処分場について」お答え致します。

ご質問の1点目「改修後の焼却炉の性能から一般廃棄物のでる量の変化」についてでございますが、現在、クリーンセンター基幹改良整備工事は順調に進んでおり、1号炉につきましては通常運転を行っているものの、生ごみが多く含まれている家庭ごみについては、まだ大半が秋田市へ運搬していることから、ごみ質の平準化を図ることはできず、安定的な運転には至っておりません。統計が得られるのは、2号炉が通常運転に入る9月以降になります。

最終処分量の見通しにつきましては、まだ推計に過ぎませんが、最近の傾向を見ますと、ほぼ横ばい状況であります。ごみ排出量が減少傾向にあることから、最終処分量が減少していくものと想定しております。

また、燃焼効率が高まることで多少の焼却灰の減少が見込まれることと、25年度中にはビンの分別収集を開始することから、今まで最終処分場に埋め立てられていた処分量のうち、昨年実施しました収集調査の結果から、年間約250tは減少していくものと考えております。

2点目の「一般廃棄物最終処分場の次期候補地の判断時期について」でございますが、毎年実施している法定の最終処分場の残余容量調査結果によりますと、ごみの減量対策等で埋立量の減少が予測されますので、平成32年度までは埋立可能と推測しております。

今後、適地選定にあたっては環境影響評価、設計、建設工事の期間を勘案し、その基

本方針について検討してまいります。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員、再質問ありますか。14番。

○14番（藤原典男） 公契約制度についてなんですけれども、自治体が公共事業、公共サービスに対して入札することについては、受注する側の労働基本権、労働条件が守られた中での契約制度というのは、私は非常に大事だと思います。

それで、以前、私この公契約制度について質問しましたときに、まだ自治基本条例が制定されていないときに質問しましたけれども、そのときは、もし自治基本条例に盛り込めることができればそれも検討課題だという答弁がありましたけれども、実際はその中には入りませんでした。これはどのような、時間的な余裕がなかったのか、それとも自治基本条例にそぐわなかったのか、そこら辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番の藤原典男議員にお答え申し上げます。

公契約制度について、平成22年6月定例議会の際に藤原議員から同様のご質問がございました。その際に、ただいま藤原典男議員がおっしゃったような答弁をしておりますけれども、その公契約制度、これ単独で条例化している自治体もご承知のとおりあります。そこら辺も踏まえて先ほど申し上げましたとおり、いま一度検討・研究をしながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、自治基本条例には掲載しなかったということでご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この公契約制度、なかなか条例化すると大変な作業量になると思うのですが、今も秋田市の例を出されましたが、研究・検討するということの答弁ありましたけれども、これは制定するというを前提にということなのか、それともどうなのかというふうなところをちょっと考え方をお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番の藤原典男議員にお答え申し上げます。

制定するかどうかも含めて研究・検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） それでは公契約制度については、以上わかりました。

それから、最低入札価格についてですけれども、安全でしっかりした公共施設を作る

上で、やはり有能な技術というか建設労働者というのが大事ですし、これができた施設が市民サービスにやはり直結するということは本当大事なことだと、そのように思っております。

しかし、安く入札しますとね安い賃金、労働条件の悪化、それから、結果的には熟練労働者がいなくなって建設に携わる労働者の枯渇とかそういうことにつながるわけですね。ですから、入札の価格が安ければ安いほどいいということに私は思っておりませんし、ある程度のやはり価格が必要だと思います。

それで、予定価格については予算・決算及び会計で第80条の2で規定しておりますし、また、地方自治法第234条で③のところでも規定されておりますが、この予定価格と落札価格の関係では、95%なれば、超えれば談合の疑いがあるということも言われておりますけれども、なかなかこの難しいことですね。それで、この予定価格については適正かどうかということもまた再度判断しなきゃいけない時期も、また来ると思うわけです。それで、この安く、適正価格より安くなりますと、企業ではその工事に対して赤字決算ということもあり得ると思うんです。このことについて、やはり私はなくしていかなければならないし、このことについての見解なりちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番の藤原議員にお答え申し上げます。

有能な建設労働者を確保するという事は、これは工事を施工する上で絶対的な条件となります。入札する、指名する段階において、技術者がどの程度おるか、そこら辺を全部チェックした上で対応しているというのがまず前段にございまして、ご承知のとおり地方自治法の施行令の167条の10項で低入札価格調査制度というのが自治法で定められております。そこで不当に不適格に入札をした場合は、失格することができるという取り決めも施行令上ありますし、先ほど藤原典男議員がおっしゃったように会計法上もそれと似たような法律で定められておりますので、それらの法律を遵守することによって適正な業者、落札を決定するという形ができると思いますので、そのように考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） いろいろ今説明されましたけれども、入札価格によってはその企業、その工事については赤字決算ということもあり得るんじゃないかと。このことにつ

いてもちょっと見解を伺ったわけですからけれども、どうでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、副市長の答弁のとおりでございますが、赤字決算がある場合ということは、私は想定していません。乱暴な言い方をしますと、入札制というのは、安ければ安いほど市民の税金がそれだけかからないと。設計書どおりにやれば、安ければ安いほどいいというのが、乱暴な言い方ではありますが我々の考えなんです。だけれども、ダンピングと言われるようなものについては、やはり設計施工上、ちゃんとその監督とか現場監督とかこちら側のあれがしっかり見てやればいいんだけれども、なかなか後で会計検査院に引っかかるというようなこともありますので、やはり適正な価格というのが大事で、先ほど副市長が答弁した4つの何ていう、あの公明正大とかダンピングしないというような原則を守らなければならないと。

今、県あたりでは、ほとんど総合評価方式というのをやっていますので、これらは一応これからも考慮すべきものではないかなと。

それと、最低価格のことについては、最低入札価格も言いましたが、これは私の記憶では、皇居のある施設をやるとき、何百億というのを1万円で落札したということで、これは良くないということで最低制限価格というものが改めてクローズアップされたことと思いますが、それはさておいて、やはり最低入札価格やっても喫緊の例を言いますと、最低入札価格をやっても疑惑が出てくるんです。そこら辺はどうなのかということは我々はこれからもいろいろ勉強していかなければならないし、要するに公明正大で不正のないような入札制度というものをこれからもやっていかなきゃならないと、こう思います。

○議長（千田正英） 14番、再質問。14番。

○14番（藤原典男） 大体わかりましたけれども、2009年に国交省では最低制限価格を予定価格の3分の2から10分の8.5、10分の7.5から10分の9に改定しております。このことについてはわかると思うんですけれども。それで、最低価格を何にでも適用したらいいのかということは私言っておりません。というのは、金額が3億円以上の場合、そういう工事の場合は機械代とか材料費がもう莫大にかかりますので、この一定規模以上のものについては、この最低価格ということのを設けない方がいいのではないかと私は思っているし、そういうふうに行っている自治体もあるんですけれども、このことについて最後に伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番の藤原典男議員にお答え申し上げます。

最低制限価格制度についても地方自治法施行令167条の10の2項にうたわれております。これについても、そのときのケースバイケースで対応してまいりたいと、このように考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。

○14番（藤原典男） それでは、入札制度のあり方については、これで終わります。

それから、固定資産税の納税通知書の記載内容について次にお聞きしますが、答弁では、わかりやすく記載するよう努めるということでございます。これについては異論ありませんけれども、ただ、ほかの市では、この質問書にも書いてあるように、Q & Aということで主だった固定資産税に対する質問事項の代表的なものを述べて、それに対する答えも載っているわけです。例えば、「年の途中で土地や家屋の売買があった場合には」、これに対する答えが載っています。それから「住宅を取り壊したのに固定資産税が高くなった。なぜなのか。」これについてもQ & Aということで載せておりますけれども、こういうQ & Aというものも私は大事ではないのかと思いますが、最近の本市でのいろいろな傾向とかもしあれば掲載してもいいのではないかと思います。このことについてはどうでしょうか。

○議長（千田正英） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 14番藤原議員にお答え致します。

固定資産税の内容についてQ & A、あるいはいろんな情動的なものを流した方がいいというお話ですが、この内容については市の方では納税通知書を配布する際に説明書・明細書に添付したりしております。Q & Aについてはまだ書いてないです、実際のところ。この後、その情報提供に関しては、ホームページ、広報、あるいはその明細書配布時にした方がよいのか、それも含めて検討しまして、情報周知に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） それでは、固定資産税納税通知書の内容については、以上で終わります。

次に、一般廃棄物の最終処分場についてですけれども、年間トータルとしましてガラ

ス瓶をもう処分場にやらなくなるということで、年間250 tの減量が見込まれる。さらに、ごみ焼却炉の性能では、もっと足りなくなるのではないかということですが、これについては非常にいいなと私は思いますけれども、このことについてはまず異論ありません。今後、統計が出ましたら市民にも情報を早く提供して、ごみの減量化にもつながるように掲載というか広報していただきたいと思います。

それで、2番目の近い将来に一般廃棄物の最終処分場をどこに求めるかということへの答弁ですが、32年までは埋め立て可能ということですね。そうすれば、32年度以降は準備しなくちゃいけないということになりますけれども、準備するにあたって土地の購入だとか、それからその施設の作ることとか、いろいろな準備期間があると思うんですが、その準備期間というのは32年以前にしなきゃもちろんいけないんですけども、どれぐらいの準備期間が必要なのかというようなことをお聞きします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） まず第一に、土地の選定です。土地の選定については、もう私は事務方については、今からでも候補地を選ぶ必要があると、こう指示しております。

○議長（千田正英） 14番、質問ありますか。

○14番（藤原典男） 今から候補地を準備しなきゃいけないということで担当の方へお話しているということはわかります。それで、準備期間、何年ぐらい必要なのかということについて、ちょっと伺いたいと思います。売買の契約ができた時点で、いろいろな施設とかあれこれ準備ということもあると思いますけれども。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 14番藤原議員の再質問にお答え致します。

現在の処分場の建設時を参考にすれば、おおむね設計から工事完成までは4年間を要すると推測してございます。

○議長（千田正英） 14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 4年ということは、平成28年頃までにはもう決めなきゃいけないということですね。

それで最後にもう一点お聞きしますけれども、現在の場所付近の延長ということはあるのか、可能なのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 14番藤原議員にお答え致します。

現在の位置ということでございますが、その用地につきましては全くの白紙状態でございますので、今後検討してまいることになります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって、14番藤原典男議員の質問を終わります。

次に、藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 今定例会に一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

通常のだ例会でありますと、市長からは行政報告ということでございますが、このたびは三選を経まして決意表明ということが出されております。これは平成25年度のみならず、石川市長の政治信条、信念、理念というものを盛り込んだ、議会と市民に対しての宣言だと受けとめるところでございます。その中から3点について質問致します。

第1点は、潟上市多目的交流センター（仮称）と潟上市文化財の拠点施設についてであります。

市長が所信表明で述べておりますように、秋田大学との連携事業として、地域住民のみならず潟上市民が活用できる多目的交流センターは、潟上市全体に地域活性化が波及する源流となるものと期待するところ大であります。

付近の豊川のほとりに平成28年度までに県の河川公園（ビオトープ）が設置されることもありますので、豊川の里山とともに子供たちの自然学習・体験に貴重な場となるものと確信します。

また、災害等の避難施設機能は、危機管理対応として適切で肝要な施設として高く評価するものであり、施設建設に敬意と賛意を表するものであります。

しかしながら、地質調査によって建設計画が今定例会に予算計上されなかったことは残念ですが、将来に向けて一層充実する方向で検討していただきたいものであります。

また、所信表明に多目的交流センターと関連して潟上市文化財の拠点施設として、展示・収蔵の機能を持たせることも視野に入れるとあります。1886年（明治19年）に建てられた元木山に1971年（昭和46年）に移築された潟上市指定有形文化財の潟上市昭和歴史民俗資料館（萱ぶき両中門造り民家、民俗資料）は、文化人町長と評された高橋嘉右衛門氏や1964年（昭和39年）に設立された方上地方文化研究会の並々ならぬご労苦の賜物あり、改めて先達に対し深甚の敬意を表するものであります。

5月24日付けの秋田さきがけに昭和地域審議会の記事が掲載されております。それによると、「市側が潟上市文化財保護審議会で対応を検討している。一旦解体し、部材を保存する案も出ている」という報道がありました。このことと多目的交流センターの関連について質問します。

1つ、潟上市多目的交流センターの設計内容に大幅な変更の有無と平成25年度内の建設計画はどのようになりますか。

2つ目、歴史民俗資料館の建造物と民俗資料は、農家の生業と生活、農村、文化の歴史を次代に示す貴重なものです。文化財保護審議会の結論は。

3つ目、市長の歴史観と拠点施設構想はどのようなものですか。

2点目ではありますが、2点目は、八郎潟ハイツの経営診断についてであります。

八郎潟ハイツは、本館と体育館を合わせ床面積6,808㎡（2,059坪）、所信表明にありましたように本市唯一の大型宿泊施設であります。

当施設の営業開始は1974年（昭和49年）であり、建設した労働省所管雇用促進事業団から旧飯田川町へ、合併に伴い潟上市の普通財産となったものであります。

その間、株式会社八郎潟ハイツと合併前の平成16年8月に賃貸借契約を締結し、平成21年3月に潟上市と契約に至って今日に来ているのであります。

ハイツは、幾多の変遷を経ながら地域に貢献して40年の歴史を刻んでおります。

普通財産賃貸契約書は、市長と株式会社八郎潟ハイツと平成21年3月25日に取り交わされ、契約期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間となっており、更新解除する場合の通知は6カ月前に出す契約となっておりますことから、9月末日までに通知しなければなりません。対応は急を要するものであります。

契約履行に当たっては、信義則、信義誠実のもとに善良なる管理者の注意義務があります。市においても賃貸借を含め財産の管理に万全を期すことは、市民に対する責務と存じるものであります。

総務文教常任委員会の提言により、昨年12月定例会において168万円の八郎潟ハイツ経営診断業務委託料が議決された。所信表明では、現在その報告をもとに庁内で検討を重ねているということですので、市の対応策には触れないで質問します。

質問事項は5項目です。

1つ、平成21年3月の契約時にどのような経営分析と検討をしておりますか。

2つ目、契約書に基づく第10条の实地調査等の調査と報告をどのように実施し、それ

を市でどのように検討されましたか。また、チェックする担当課はどこですか。

3つ目、経営悪化に対応しなかった市の方策について、どのように考えておりますか。

4つ目、経営診断報告書の要旨はどのようになっていますか。

5つ目、今後、庁内検討だけの対応で再生可能の見込みですか。

3点目でございますが、道路網計画についてであります。

市長の所信表明に道路網計画と公共交通体系の整備についての大見出しがあり、その中で「本市を形成する旧3町を物理的に結ぶ道路網計画を策定致します。」と断言の表明をしております。

潟上市は、県都秋田市に隣接し、秋田自動車道の昭和男鹿半島インターチェンジを擁しており、県中央部の交通の要衝であります。高速道、幹線道路、生活道路を結ぶことは、人と物を結ぶことにつながります。旧3町を結ぶこととあわせ、狭隘な生活道路の将来計画策定も課題と存じます。道路は都市計画の根幹、まちづくりの動脈でありますので、計画を樹立し施工することは、潟上市民の一体感、利便性、物流の活性化による経済の発展等々の効果が大きい市政興隆を指向する重要政策と存じます。

また、津波等の災害時における避難道路の検討、敷設も喫緊の課題であり、このたび表明の道路網と一体となった協議を望みます。

道路網計画について、4項目の質問をします。

1つ、旧3町を物理的に結ぶ道路網計画とは、どのような内容のことですか。

2つ目、潟上市都市計画との整合性、位置付けはどのようになりますか。

3つ目、道路網計画の策定審議手法と時期、策定予算はどのようになりますか。

4つ目、道路網の計画年度と財源をどのように試算しておりますか。

以上であります。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つ目「潟上市多目的交流センター（仮称）と潟上市文化財の拠点施設について」の1点目と3点目は私が、2点目は教育長が、2つ目の「八郎潟ハイツの経営診断について」は副市長が、3つ目の「道路網計画について」は産業建設部長がお答えを致します。

ご質問の1点目「潟上市多目的交流センターの設計内容に大幅な変更の有無と平成25年度内の建設計画」についてお答え致します。

その前に、本施設の名称は「潟上市多目的交流施設（仮称）」として進めております

ので、その名称でお答えを致します。

多目的交流施設の建築予定地は、実施設計を進める上で行った地質調査の結果、支持層が深く、地下24m程度までN値（支持基盤の値）が出てこない状況から、杭打ち基盤や地盤改良が必要となっております。

多目的交流施設は、交流棟と体育館に当たる多目的ホール棟の2棟構造で考えておりますが、多目的ホール棟は200㎡を超えており、建築基準法により耐火建築物としなければならないことから、鉄骨耐火造の実施設計となっております。

この多目的ホール棟を鉄骨造よりも比較的自重の軽い木造にして、基礎の耐力負担を軽減するとともに、基礎工事のコスト縮減につなげることができないか検討しているところでございます。

また、建設の計画についてであります。できるだけ早い時期に予算計上したいと考えておりますが、より良い施設を目指すため、協議・検討のため、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

だが、原則として平成25年度内の建設計画は維持したいと思っております。

次に、質問の3点目「私の歴史観と拠点施設構想について」お答え致します。

ご質問にありますように潟上市昭和歴史民俗資料館が潟上市有形文化財として指定された経緯については十分認識しておりますし、先達に対する敬意の思いは藤原議員となんら相違するものではございません。

しかしながら、現在の資料館の状況を見ますと、萱葺き屋根は目視できる範囲で2カ所ほど完全に抜け落ちており、外壁等建物そのものの傷みはかなり激しくなっております。これを修復するとなると、ほぼ別の建物になってしまうのではないかと懸念するほどであります。

文化財保護審議会においても今後の対応について検討いただいているところでもあり、そのご意見も踏まえながら対応策を決定したいと考えております。

また、拠点施設構想についてのご質問であります。現在、潟上市昭和歴史民俗資料館に収蔵されていた民俗資料をはじめ、天王地区においても、天王公民館、鞍掛沼公園敷地内やスカイタワー2階などに文化財が分散しております。これらを1カ所で管理・展示することを目指し、現在建設計画を進めております多目的交流施設を潟上市の文化財拠点施設として含めた整備することができないかも考えているところであります。

私はこの先ほどの一般質問にもありましたが、河川公園もできることもあり、この施

設を活用した子供たちが潟上市の歴史を学び、その理解を深める場として欲しいという願いもあることは、ご理解いただきたいと思いますが、あくまでも言うまでもありませんが、地元の考えが最優先であることは申すまでもありません。

最後になりますが、藤原議員から私の歴史観の問われたとき思い出したのが、「歴史に学べ」という古来からの言葉でありました。この言葉は、為政者である私にとって大変重要で大切なことだと改めて認識したところであります。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 質問の2点目、「歴史民俗資料館の建造物と民俗資料は、農家の生業と生活、農村文化の歴史を次の世代に示す貴重なものであります。文化財保護審議会の結論は。」についてお答えをしたいと思います。

潟上市昭和歴史民俗資料館の建築様式は、日本海側沿岸部に多く見られるコの字型の「両中門造」でございます。昭和46年3月に南秋田郡五城目町内川の松橋長悦氏から寄贈された住宅を保存展示をするために元木山公園内に移築したものでございます。昭和53年9月29日に旧昭和町で有形文化財に指定した建造物でもございます。中に保存展示している資料約650種については、文化財として指定を受けておりませんが、歴史資料や民俗資料、考古資料として方上地方文化研究会が収集したもののほか、旧昭和町民に呼びかけまして収集保存したものでございます。中に、千歯扱き、あるいは唐箕、犁などの農具をはじめ、長持ち、重箱、行燈などの生活用具が主なものでございます。

方上地方文化研究会の会員が中心となって「両中門造」の建造物に各資料を保存し、一体となった展示を行いたいとのことからも、町民にも呼びかけながら収集したものでございます。当時の風俗・慣習や農業技術を知る上で貴重な資料と理解しているところであります。

歴史民俗資料館の屋根の素材は萱葺きの屋根であります。長年の風雨にさらされ、萱の痛みが激しく雨漏りがするなどして部分的な補修ができない状況にあります。そうしたことから、文化財保護審議会においては今後のあり方について修復や解体、指定解除など、全ての可能性を踏まえて検討をしてまいりました。先ほどこのことについては新聞掲載のお話もございました。そういう意味で、委員からは、潟上市昭和歴史民俗資料館の建造物は市の指定有形文化財であるため、まずは早急な修復を望むとの意見や当該建造物の更なる劣化の回避を優先すべきであるとの意見もありました。文化財保護審議

会で協議した結果、「将来的には移築復元できる方法による解体を行い、柱や梁等の部材をできる限り保存したい。」とのことで一致しているところであります。仮に、将来的に移築復元を行う場合、柱や梁などの部材がどのくらい存在しているのか、どの部材が利活用できるのか、これらを調査する必要があるため、現在その調査を進めているところであります。

市としましては、文化財保護審議会の意向を尊重しながら今後の文化財のあり方について方向付けを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 4番藤原幸作議員の一般質問の2つ目「八郎瀉ハイツの経営診断について」お答え致します。

1点目の「平成21年3月の契約時にどのような経営分析を検討しておりますか。」についてお答えさせていただきます。

平成20年9月29日付けで株式会社八郎瀉ハイツより「市有財産賃貸借契約の更新について（お願い）」が提出され、その後、平成21年1月26日に「普通財産貸付継続と賃借料の減免について（お願い）」が提出されております。

両文書には、収支見込みが添付されており、当時の判断と致しましては「平成20年度の収支見込みが約1,500万円の赤字となる見込みであること。赤字の要因としては、原油価格の高騰ということもありますが、原油価格の高騰の影響を差し引いても集客数の減により900万円程度赤字になる。」というものでした。

このことから、「平成21年度以降は、契約額を会社からの要望額である300万円としたい。ただし、経営状況、社会情勢を鑑みて契約額を調整したい。」という考えで進めてまいりました。

次に、2点目の「契約書に基づく第10条の实地調査等の調査と報告をどのように検討したか。また、チェックする担当課はどこか。」についてお答え致します。

株式会社八郎瀉ハイツからは、毎年、使用状況等の報告を受けております。平成24年10月26日付けで「八郎瀉ハイツの現状について」報告を受けて、株式会社八郎瀉ハイツの経営診断を実施することとしました。

なお、施設管理の所管は総務部の財政課であります。

次に、3点目の「経営悪化に対応しなかった市の方策について、どのように考えてい

るか。」についてお答え致します。

施設としての八郎潟ハイツの賃貸借では、貸し手である市が大家であり、借り手である株式会社八郎潟ハイツは店子という関係になります。基本的には、契約に反していなければ、借り手である株式会社八郎潟ハイツは当該施設を自由に利用し営業することができるものであります。株式会社八郎潟ハイツは民間企業ですし、市としましては経営まで踏み込んだ対応はしておりません。できる範囲の支援として、会社との協議の中で賃借料を減免してきております。

次に、4点目の「経営診断報告書の要旨」と5点目の「今後、庁内検討だけでの対応で再生可能か」について、合わせてお答え申し上げます。

報告書の内容については、今後精査することにしておりますが、現在の事業運営者である株式会社八郎潟ハイツに対しては厳しい評価をいただいております。

具体的な対応については、経営診断の内容を精査した後に検討する予定ですが、議会と協議を進めながら、市民の意向を十分に反映したものになりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 一般質問の3つ目「道路網計画について」お答えを致します。

1点目の旧3町を物理的に結ぶ道路網計画の内容についてですが、潟上市が誕生して8年が経過し、市民のより一層の交流と連携を促進することを目的に、旧3町の幹線道路の強化とそれを結ぶ新たな東西幹線軸の整備を主眼とした幹線道路網計画となっております。

本計画案は、今定例会初日に議員の皆様にご提示させていただいたところでございます。

2点目の都市計画との整合性、位置付けについてですが、本市の都市計画は、旧3町の拠点と道路等の有機的なネットワークを強化して、全体で1つの都市としての都市形成を目指すとしております。本道路網計画（案）は、まさに将来のまちづくりを見据えた本市都市計画と整合したものとなっております。位置付けについては、社会情勢の変化が著しい今日において、線形の自由度の低い都市計画道路とはせず、柔軟性を持たせるため、市独自の幹線道路としております。

3点目の本計画の策定審議手法と時期、策定予算についてですが、昨年度、産業建設

部よりの素案を受け、各部局長で構成される潟上市政策運営連絡会議で協議し、その後企画調整会議、政策会議で審議を重ねた結果を、このたび議員各位にお示ししたところでございます。

道路網計画策定予算については、職員で対応しており、特に予算措置はしておりません。但し、本幹線道路網計画（案）を補完する意味において、本定例会に5路線の概略設計予算を計上しております。

4点目の道路網の計画年次と財源試算についてですが、お示ししました計画案にもあるとおり、整備予定を今後10年間と、その後の整備としております。これはご承知のこととは存じますが、道路整備には長い時間と多大な費用がかかることから、路線の重要性だけにとらわれず、整備の容易性や合併特例債の適用が認められる路線など、優位な財源を確保できる路線から整備に着手していけるよう流動性を持たせた計画としたことによります。

財源試算については、概算事業費が算出されていない路線もあることから、今後、財源調整のもと、整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員、再質問ありますか。はい、4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 1点目の潟上市多目的交流センターにつきましては、石川市長から年度内ということがございますが、年度内というと、この次の定例会は9月でございます。9月というと、なかなか厳しいと思いますので、これは臨時議会でも対応するという受け止め方をしてよろしいかということでございます。1点であります。

それから、今、歴史民俗資料館も視野に入れるということでございますが、私はこれはちょっと違うんじゃないかと、異質だと思います。ということは、今まで積み上げてきた政策でございますので、一点集中ということは大事でありまして、地区の方々は一兎追うから一兎も得ずということになるんじゃないかという危惧の念もあるために、今日は傍聴に見えたんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のことにつきましては明確にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 1点目については、準備ができ次第、臨時議会での対応を考えております。

2つ目のことについては、これは今、教育長の答弁といろいろふくそうする経緯もあ

りますけれども、私としては答弁で申し上げましたとおり、今、天王の公民館、あるいは鞍掛沼、今のこの統治というのは分散しておりますので、今、八郎湖の浄化というのが一番、県でも最大目標というか政策になっています。我々沿岸もそうでありますので、例えば私の個人的な考えですが、あそこにあるホルマリン漬けの魚なんかは、もう大体八郎湖で見られない絶滅種も相当あると思うんです。ですから、あのことを今、公園ができた時点では学校教育、生徒についても相当利用させる部分が多いので、それらを見守っていただいて、そして八郎湖という歴史も勉強し、そしてこれから公害についてどう対処するかというのもいい考えではないかと、こう思ったりして、私の夢みたいなものですが、最後に申し上げましたが、あくまでもこれは豊川小学校の統合ということの時点から生まれた案、地元から出た案ですので、地元の案というものを、地元の考えというものを最大限尊重するというところでございます。

○議長（千田正英） 4番。

○4番（藤原幸作） 歴史民俗資料館について、私、私見も含めまして申し上げますが、今、解体移築となれば新築同様であります。私は、いわゆる文化財保護委員の方は、潟上市の識見を有する大変すばらしい方々でございしますが、あの建物のもっと歴史的なことがありますけれども、いわゆる歴史的なその生活に欠かすことのできないというふうな推移のものだというふうに文化財保護法にもあるわけでございます。そういう価値について、学術的な価値についてどうあるかということ、もうちょっと上の段階、例えば県ですと文化財保護指導員という方もおりますし、その他の識者もおります。そういう方から、やはりどういうものであるかということ、一度やはり調査をしていただくということも大事じゃないかと。そして、今、多目的交流センターのところに移築する、非常にお考えについてはいいわけでございますが、いわゆる敷地の関係とかいろいろ考えますと、駐車場等いろいろありますので非常に難しいんじゃないかと。それとはやはり切り離して考えるということで、今後、移築関係も含めましてどうあるかということ、もう一度やはり検討すべきじゃないかと思っております。私は先達のことについては、尊敬するわけでございますが、現在のいわゆる解体移築ということになりますと、別の観点から考えるということでございしますが、同時に旧昭和町、潟上市も今、合併してかなりの年数なるわけでございますが、ほとんど放置した状況であります。あの萱屋根というのは、普通いろいろあってかまどがあって丈夫になっていると。防虫関係もあるわけ

でございますが、それを当初は草を持ってきていぶすということもやったわけでございます。そういう管理がほとんどなされていなかったということで、ああいう萱屋根になったと思うわけございまして、今後、移設した場合もそういう管理体制まできちんとやれるかと、歴史的なもの、その価値の問題とそういうことをきちんとやるという、もっと厳しい考え方がなければ、これを移築するということが難しいということもあわせてあるんじゃないかと思っておりますので、これは教育長からひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） ただいま歴史資料館の建物の関係で、1つは学術的には県の指導員、文化財指導員とかいろいろいますので、その点のところを指導をいただいたらどうかということがございました。これについては、この後、部内とも相談しながら、文化財の委員とも相談しながら上位のというか県の方からもいろいろご協力いただければと、このように思っているところでございます。

そしてまた、切り離して解体というお話と、移設後の管理の徹底のお話がありました。子供たちはやはり農具、かなりの650種という大変な資料がございます。そういう意味では、非常に今までの歴史と、これからの子供たちに伝えていくということについては、やはり教育的には非常に大きいものがあるんじゃないかということを思っております。そういう意味では、現在の施設の利用度を考えると、やはり元木山から下ろして、どっちみちどっかへ下ろさなきゃいけないだろうということを考えると、今回、交流館ができるということも踏まえて、市長ともよく相談しながら、地域の方ともそこら辺の相談をしながら検討する材料ではないかなと。但し、緊急性もあるので、そこら辺を含めて考えていかなければならないのではないかと、このように思います。当然、移設が決まれば、管理というのは、今回移設して建てて全く手をかけていなかったという経緯がございます。そういうことを考えると、やはり萱葺きなのかはどうかは別にしても、きちんと徹底して管理はしなければいけないと、このように思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。

○4番（藤原幸作） 文化財につきましては、普通予算がなければ一番後回しというのが通常でございますが、文化財保護法では、いわゆる補助関係とか地方債まで触れているという、いわゆる文化価値がある場合ですね、そういうことを十分踏まえながら対応していただければと思います。

それから、2番目の八郎潟ハイツの経営診断についてであります。副市長からは、いわゆる賃貸借でございますので経営については自由なような感じのいわゆるお話がございますけれども、私はやはり市でもって貸す建物については、いわゆる管理という言葉もございます。いわゆる市長の担当事務の中で管理ということもございまして、管理の中にはいわゆる善良なる管理者というのは、これは民法の委任事項の関係の言葉でございますが、建物自体にもやはりそういうことが入るという認識が非常に大事だと思います。この建物を貸す場合も、ただ貸した、報告を受けた、どうだかということも含めまして、いわゆる市の方の貸した場合のアドバイスといいますか指導というのは非常に大事だと思います。

八郎潟ハイツは、ご承知のように経営に対しましては、16年に当時の旧飯田川町長さんのところに迷惑かけないという一札が入っているわけでございますが、実態はかなり変わっております。当時は5名の取締役でございましたけれども、現在は3人でございます。そういうこともございますので、状況がかなり変わっているということです。

それから、なお残念ながら、いわゆるあそこは上り線が一方通行でございますが、これは秋田県公安委員会でだめだと、いわゆる解消はだめだと、勾配があつてだめだということで残念であります。更にあそこの耐用年数は39年でございます。法人税法の、これは省令の委任でございますが、財務省令の中で木造3割以下の場合は39年でありますので、39年という平成12年で終わっております。そうしますと、耐震構造はどうなるかということは、当然耐用年数が終わりますので、そのような形になると。

私、今、木造3割の話したけども、もし3割以上使っている場合は31年でございます。もう既に平成6年で終わっているということでございます。いわゆる3割以下であっても39年でありまして、先ほど申し上げましたように12年度で終わっていると、こういうことでございます。

そうしますと、耐震診断をどうするかと、いわゆるお客さんに対しまして、これはいわゆる耐用年数過ぎていても安全であるというPRも必要になります。これは経営者として当然、いわゆる管理する立場では当然であります。

それから、平成7年に阪神・淡路大震災のときに、いわゆる耐震促進法、いわゆる建築物の耐震、促進に関する法律というものが年末にできたと思います。それがこのたび、先月に改正されております。今までは宿泊施設は関係なかったわけでございますが、今度、法律で対象になります。そうしますと、当然に耐震関係はきちんとなければなら

ないというものもございますので、それらについてあわせて今後の対応の参考にさせていただくと。

そして、もしこれにご意見がございましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 4番の藤原議員からご質問というかアドバイスがありましたけれども、経営についてはアドバイスも大変重要だというご指摘を受けました。この経営については、最初から参画していないということはおかねてから申し上げたとおりでございます。

ほかの例を申し上げて恐縮ですが、湯沢市のいこいの村、これも新聞等で報道されておりましたけれども、あそこも平成16年に雇用能力開発機構の方から譲渡されまして、湯沢市で民間に委託して経営してあったと。それがあの新聞で報道されたとおりになると。その際も同じですが、全く私どものあの株式会社八郎潟ハイツと同じ形態をとった施設でございます。経営については、まずアドバイス等も重要だということですが、その経営については参画していないということをはっきりこの場で申し上げさせていただきたいと思います。

それからあと、上り線が一方通行、それから耐震構造、これらについては、ただいま藤原議員からお話あったことを参考にして、この後検討してまいりたいと思います。

上り線が一方通行であるということについては、五城目警察署を通して公安委員会の方に、公安委員長の方にも直接お願いしました。そして公安委員長が五城目警察署長とかけ合いました。その結果、あそこがなぜだめなのかということを知ったところ、少し上り坂になっていて冬場に危険である。ということは、車の渋滞の関係で危険であるということでございます。そういう関係で、渋滞というかスリップもあわせてでございます。それで許可にならなかったということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） これは質問というよりも要望でございますが、私もふたあらの丘については大変地元の方々以上に小さいときの学童の関係、青年会の関係から、あそこはいわゆるスポーツのメッカというふうなこともございまして、大変思い入れの深い場所でございますが、是非八郎潟ハイツへも地元の要望を取り入れながら今後対応していただきたいと。特に地元の方が、今、耐用年数のものもありますけれども、どういう形で

もって残したいかというなのが旧飯田川町の方々が非常に強い思いを持っているんじゃないかと思しますので、いわゆる地域の方々と十分協議すると。そして、また潟上全体でもってその利用体系をどうするというふうな、もっとバックアップ体制がなければ、かなり今後の誰がやっても経営が厳しいと思います。

これは資本金が1,000万円でございますので、今、株式の場合は株主の場合は有限責任でございますので、1,000万円を限度というのが普通でございます。これは会社法で決まっているわけでございますが、そういうこともございますので、今後の経営をどうするかということを含めて6月末まできちんと結論を出すということを要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。再開は11時20分から再開致します。

午前11時13分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き、一般質問を行います。12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） おはようございます。

本定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

質問に入る前に、市長の三選に対して改めておめでとうございます。

先日、5月24日、参議院の決算委員会の中で、ある国会議員が安倍総理にこんなことを言いました。「あなたは国のリーダーとして、もっともっと強く、もっともっと賢く、そして国民のために頑張ってください」ということで退席されて、私もその状況を見て、ああ大変いいことだなと思いました。

そこで私も石川市長に、もっと潟上市民のために、潟上市民を守り、そして市民を育て、生かして欲しいという気持ちでお話したいと思います。

先ほど、昨日、石川市長が向こう4年間、粉骨砕身、強く頑張ることを決意されまして、改めて私も応援したいと思います。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

私は今回の一般質問は、特に女性の立場として質問したいと思しますので、宜しくお願い致します。ご答弁の方、どうか宜しくお願い致します。

1つ目は在宅医療と在宅介護につきまして、2つ目は母子保健事業について、3つ目

は予防接種事業について、宜しくお願い致します。

はじめに1つ目、在宅医療、在宅介護の推進について。

昨年、厚生労働省は「在宅医療・介護あんしん2012」と位置付けられ、今年の5月16日、厚生労働省は在宅医療・介護推進を公表しました。

在宅医療・介護の推進の方向性では、在宅医療連携拠点機能に地域の医師会と密に連携して取り組んでいるところもあります。人は誰でも、できる限り疾病を抱えても自宅などの住み慣れた生活の場に安心して療養し、介護サービスを受けられることが誰もが望まれております。地域医療・介護の関係機関との連携し、在宅医療・在宅介護の提供が必要とされてきております。市の在宅医療・在宅介護は、どのように市民に利用され、今後の推進について、その対応についてお伺い致します。

1つ目としては、地域の医師会との連携体制構築に向け取り組みと対応について。

2つ目、24時間365日間、介護提供体制について、今後どのように考えているか。

3つ目、地域包括ケアの社会基盤整備についてです。

大きな2番として、母子保健事業につきまして。

市長は出生数の減少は、まちづくりに与える影響が大きいことから、不妊・不育治療費を助成し、出生数の増加を目指していく考えであることを表明されました。

不妊治療を受ける夫婦にとっては大変大きな喜びでございます。不妊治療は薬物療法や手術の保険が適用される治療と保険が適用されていない人工受精や体外受精があります。保険適用がない不妊治療のうち、県としても国の補助事業として不妊に悩む方への特定治療支援事業で治療費の一部が助成されております。現在は所得制限もあり、治療の回数も改善されております。私は少し疑問に思うことは、どこの市町村も助成制度は年3回までとなっております。決して3回治療して子供ができるわけでもありません。また、昨年4月、国は母子保健医療対策支援事業の実施要綱の中に、生涯を通して女性の健康支援事業に不妊・不育症などの相談センターを配置されることによって人々に明るさが見えました。

そこで1つ目の質問、このことにつきまして正しい相談、支援の充実、知識の普及啓発についての取り組みについて。

2つ目、不妊治療・不育治療の予算措置について。

大きな3番目、予防接種事業について。

今年5月17日、厚生科学予防接種審議会が予防接種施策の方向性を示す予防接種基本

計画を開始しました。

基本方針に沿って予防接種を推進するためには、大きな課題が接種率向上、対象者の接種しやすい環境づくりが求められております。

今年に入り、昨年を上回る勢いで風しんの流行が拡大しております。この風しんについて23年度国の調査では、20歳から40歳までの男性15%が風しんの抗体を持っていないこと、女性もこの年齢で風しんの抗体は4%ほど持っておらず、妊娠初期の女性が感染した場合、ウイルスが胎児に感染して生まれてくる子供が難聴になったり、白内障になったり、緑内障などの障害を持つ可能性があるとして発表されております。この予防接種に関する基本的な知識は普及していますが、しかし、少し踏み込んだ知識になると認知度が低いか、特に子宮頸がんの予防接種については、誰でも一度感染することを知らないと偏見助長につながる恐れがあるので、これこそしっかりと正しいことを伝えなければならぬとお伺い致します。

そこで、1つ目の質問として、子宮頸がんの接種について、ずっと今まで継続事業として取り上げておりますから、この結果まず、予防接種事業につきまして、2つ目として、風しん単独ワクチンか、それとも麻しん・風しん混合ワクチンか、公費の負担につきまして、ご説明してください。

3つ目は、結婚対象に啓発リーフレットを作成して、また、対象者が接種しやすい環境づくりについての取り組みについてお尋ねを致します。

以上で3点をご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 質問項目にない質問は、答弁できる範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 12番岡田 曙議員の一般質問の1つ目「在宅医療、介護の推進について」の「①地域医師会との連携体制構築に向けた取り組みについて」は私が、②の「24時間、365日間介護提供体制について」、③の「地域包括ケアの社会基盤整備について」と質問の2つ目「母子保健事業について」、3つ目の「予防接種事業について」は福祉保健部長がお答えを致します。

質問の1点目「地域医師会との連携体制構築に向けた取り組みについて」お答えを致します。

多くの高齢者は、病院や施設中心の医療・介護から、良好な住み慣れた環境の中での

療養を望んでおります。

しかし、昨今は、介護施設に入所される方も少なくありません。在宅での介護者不足が一つの課題であると考えております。

在宅医療を実現・充実させていくには、医師、看護師をはじめとする医療従事者や介護支援専門員など、他職種の専門性を生かし、連携を密にしながら患者や家族の生活を支えていくことが重要であります。このことから、市では、平成24年度に市内11カ所の医療機関と連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築などを視野に入れた医療行政懇談会を立ち上げております。

今後、日常の療養支援、急変時の対応、災害時救急医療、介護サービスの提供等を継続的・包括的に提供できる体制づくりに積極的に取り組んでまいります。

○議長（千田正英） 鈴木保健福祉部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 質問の2点目「24時間、365日の介護の提供体制について」お答え致します。

介護保険法の改正により平成24年4月に、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の地域密着型サービスが創設されました。

しかし、ご承知のとおり、24時間随時対応のできるスタッフの確保が難しいことや、地方においては移動に占める時間ばかりが膨らんでしまい、採算性を疑問視する事業者が多いことなどから、全国的に普及が進んでいない状況にあります。

本市は、平成24年度から平成26年度まで、計画期間である老人福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の策定において、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を最も必要なサービスの一つとして捉え、平成26年度に介護サービス量を見込んでおります。このことから、平成25年度中の事業者の指定を目指し、去る5月20日に事業者公募説明会を開催し、現在、公募申請を受付中であり、この後、事業所予定地現地調査、申請書の審査、事業所指定などを経て、平成26年4月からの県内初めてのサービス提供を予定しているところであります。

市の要支援・要介護者が安心して在宅生活を送られるように、夜間や緊急時に駆けつける介護や医療の体制を整え、可能な限り在宅での生活が継続できるよう、サービス基盤の拡充に努めてまいります。

質問の3点目「地域包括ケアの社会基盤の整備について」お答え致します。

介護保険事業において、高齢者の方が要介護状態になっても家族や友人のいる住み慣れた地域で安心して生活できるように、生活上の安全・安心・健康を確保し、医療や介護、予防の推進、生活支援サービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく適切に提供できるような体制の整備が最も重要と考えております。このため、潟上市老人福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括ケアシステムは地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げることが重要と捉え、次の5つを重点項目に掲げております。

1つは、医療との連携であります。医療と介護が切れ目なく提供できるよう、地域ケア会議を活用し、医療機関と介護支援事業者との連携を強化し、個別ケースの検討により必要なサービスの提供に努めるものであります。

2つ目が介護サービスの充実であります。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスなどの在宅サービスの充実を図るため、事業者を指定し、介護サービスを提供するものです。

3つ目が予防の推進であります。自立した生活を少しでも長く維持し、要介護状態を予防するため、介護予防事業を推進するものであります。

4つ目が食の自立支援事業や地域支え合いサービス等の確保であります。ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯の増加を踏まえ、見守りや配食サービスなどを推進するものであります。

5つ目が高齢期になっても住み続けることができる住環境の整備であります。自宅で安心して生活できるよう、手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修の介護サービスの提供に努めるものであります。この重点項目の実施にあたっては、地域包括支援センターが中心となり、地域住民、関係機関、協力機関等との連携による「潟上市地域包括ケアシステム」の充実に努め、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進めてまいります。

質問の2つ目「母子保健事業について」お答え致します。

質問の1点目「正しい相談、支援の充実、知識の普及啓発についての取り組みについて」お答え致します。

市では、不妊・不育治療の相談、助成については、市広報やホームページ等で周知をするとともに、不妊・不育治療を行っている全医療機関にポスターの掲示とパンフレッ

ト等の配布のお願いをして、不妊・不育治療の普及・啓発に結びつけております。

また、不妊・不育に悩む夫婦の相談機関として、秋田大学医学部附属病院の産婦人科外来に「不妊とこころの相談センター」が開設されております。医療に関する専門的な相談等についても指導が受けられるよう支援致しております。

質問の2点目「不妊治療、不育治療費、本事業の予算措置について」お答え致します。

本事業は、本市における少子化対策として平成22年度から取り組んでいる事業であります。

質問の特定不妊治療費助成事業については、県が助成する20万円の限度額を除いた自己負担分について全額助成をしているもので、1年度で3回まで5年間、計15回の助成をしております。1年度3回までとなっているのは、1回の不妊治療にかかる期間が3カ月から4カ月、また、治療方法や治療を受けている方の状態によっては、それ以上かかる場合もあり、1年度3回というのは最大でき得る回数であります。

また、市が単独で行っている一般不妊治療費助成事業は、保険適用と保険適用外にかかわらず5万円を限度額として、1年度3回まで5年間、計15回の助成をしております。これにつきましても1回当たりの治療に数箇月を要します。

なお、24年度までの3年間で、特定不妊、一般不妊、不育、合わせて31組の利用があり、今のところ9組が出産しております。また、この後、出産を控えている方もおります。

今後もこの助成事業が、精神的・経済的な支えとなり活用していただけるよう、周知を図ってまいります。

質問の3つ目「予防接種事業について」お答え致します。

質問の1点目「子宮頸がんの接種についての継続事業としての意識調査と結果について」お答え致します。

子宮頸がん予防接種について申し上げます。

若年層の子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防するため、平成22年度より子宮頸がん予防接種を実施しております。

予防接種を始めるにあたり、市の保健師が中学校に出向き、保護者に対し予防接種の必要性を説明するとともに、未接種者に対し通知による接種勧奨を実施してきました。接種率は、高校1・2年生になると9割を超えており、繰り返し通知することにより予防接種の必要性が正しく理解され、接種率の向上につながっているものと思われま

今後も学校との連携を密にし、予防接種の勧奨に努めてまいります。

質問の2点目「風しん単独ワクチンか、麻しん風しん混合ワクチンか、公費の負担について」お答え致します。

風しん予防ワクチンにつきましては、単体の風しんワクチンは、ただいま在庫不足となっており、麻しん風しん混合ワクチンでの対応を考えております。

また、風しんは、妊娠初期の妊婦が感染すると、赤ちゃんに難聴、白内障、心疾患などの障害が起こる「先天性風しん症候群」を発症する危険性が高いことがわかっております。妊婦を感染から守ることを目的とし、緊急措置として実施することから、対象者を限定して予防接種費用の全額助成を実施する予定であります。

質問の3点目「結婚対象に啓発リーフレットの作成について、また、対象者が接種しやすい環境づくりについての取り組みについて」お答え致します。

昨年夏以降、首都圏で流行した風しんですが、感染に注意が必要とされる妊婦さんについて、母子手帳交付の際に予防対策に関する情報の提供に努めてまいりました。

また、対象者が接種しやすい環境づくりとしましては、近隣市町村の医療機関でも接種できるように医師会との契約を進めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 12番岡田 曙議員の再質問ありますか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） ご答弁ありがとうございました。

まず最初の在宅医療についてですけれども、国は昨年24年度補正予算で地域医療の再生交付金が増額を致しまして、県としても在宅医療推進事業に前向きに検討なさるといってお話を聞きました。是非市長が今このことについてしっかりと対応していくというお答えでしたので、どうかこの点を、もっと地域の医師会の方々、医療機関11カ所ですか、この方々とよく密に連携をしながら、というのは、今、介護施設がたくさんあるわけですけれども、介護する人される人、これはやはりお金のかかる問題で、物価も上がり、そして来年は消費税も導入され、年金も下がり、大変医療費も高額になってくるといって大変になってきておりますので、できる限り在宅で訪問していただいて医療を受けたい、昔でいうと畳の上で死にたいなんてそんな、昔の言葉ですけれどもそんなことをおっしゃる方がおりますので、是非この在宅医療・在宅介護を推進していただけますよね。このご答弁はよろしいです。

それから、24時間の介護の提供、今、福祉保健部長がおっしゃったとおり、大変前向

きに検討されて事業が展開されておるようですので、どうかこの点についてしっかりと連携しながら頑張っ欲しいと思います。

24時間体制365日、今、答弁の中でスタッフが不足して採算がとれない。採算のとれないということは、採算とれるような事業に展開していただきたいと思いますが、どうですか、この点は私は採算がとれないからやらない、採算がとれるからやるのでなくて、採算がとれないためには試行錯誤をしながら地域のサービス事業として、やはり頑張っ欲しいなと思いますので、部長、宜しくご答弁の方お願い致します。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田 曙議員の質問にお答えします。

事業所として採算ベースに乗れるか乗れないか、これはやはりその事業所としての命運をかける部分でありますので、そこの部分については採算がとれないのであればどういう、この新しく事業を展開する分については、やはりそれなりのスタッフ、看護師、あるいは相談・ケアマネ、それから医師等の確保の連携、そうしたものがありますので、トータル的には特に厳しい状況にあると。ですから、事業を展開する分については、いろんな複合型みたいな形でもって施設整備をしながら、連携、施設のいわゆる統合という形でもっての事業を進めていく、こういう方策が望ましいわけですがけれども、それとても施設がなければできないし、新規にやるというのは大変厳しい状況にもあると。ただ、私どもとしては、事業を推進する上で在宅を進める上では必要な事業と捉えておりますので、その点については強く進めていきたいと思っております。

○議長（千田正英） 12番。

○12番（岡田 曙） ありがとうございます。わかりました。

それから、母子保健事業、1番はいいです。母子保健事業につきまして、不妊治療、不育治療費ですがけれども、今ご説明なられました15回まで助成するということですがけれども、前、夫婦の所得制限がありましたよね、730万円までって。これは潟上市に適用されているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 再質問にお答えします。

潟上市においても適用されております。

○議長（千田正英） 12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） わかりました。

それから、不妊治療というのは、たいてい不妊治療をして、それから特定医療に入るわけですけれども、不妊治療をしている家庭においても保険負担金ですか、それも助成するということですが、まず大きな金額というのは特定医療なんです。特定不妊治療、これは通院している方から私聞かれたんですけれども、高額医療ですから、申請してからどれくらいの日数がかかって助成金をいただけるものか、それをちょっと聞きたいということですが、次の2回目の治療を受けるために最初のそれを1カ月まわって、今、市では3回まで助成すると、3回終わってからか、それとも1回の治療が1カ月で終わって申請した場合か、どちらでしょうかと思いますのでお尋ねします。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 全額助成分についてですけれども、基本的には1回のいわゆるそのサイクルといいますか、その分が終わった段階で、いわゆる償還払いという形でもって進めています。ただ、状況によっては次につながらないということもありますから、そういう点ではその事務的な手続は臨機応変に対応していきたいと思えます。

○議長（千田正英） 12番、質問ありますか。

○12番（岡田 曙） 母子保健事業につきましては、質問を終わります。

3番目の予防接種事業につきまして、今、答弁なされましたけれども、風しん単独ワクチンが在庫不足で、今、麻しん・風しん混合ワクチン、こちらの方がよろしいかと思えますけれども、今日の魁新聞で最初23市町村がこの感染予防に助成するということで、特に私は潟上市のところを見ましたら、非常にこの妊娠して同居する家族にも助成するということで、大変私はこれはすばらしいことだと思いますので、是非市長、お願い致します。

この風しんのことにつきまして、今、妊娠している初期で、妊娠しているかわからない場合もあるんです、女性というのは。それで、風しんのが頭に入って、先に風しんを接種してしまうと、妊娠している最中に風しんの接種すると、これは危なく中絶をしなければいけない状態になるわけですが、このことにつきましてまず結婚対象になる方々に広報、あるいはいろんな方法で連絡しているとか何とかという話だけでも、やはりこういうのはね大事なので、結婚対象となるような20歳頃から40歳ぐらいの女性の方を特に啓発リーフレットを作成しながら、一生懸命頑張りたいと思えます。

これで私の3点の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩致します。再開は13時半から再開します。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き、一般質問を行います。

なお、3番児玉春雄議員、17番堀井克見議員から、所用のため早退届がありましたので、ご報告致します。

それでは、一般質問を行います。2番大谷貞廣議員の発言を許します。2番大谷貞廣議員。

○2番（大谷貞廣） 皆さん、午後のただいまの温度は29度でございます。暑いかもしれませんが、少々我慢していただきたいなと思っております。

それでは、私の質問ですけれども、2項目4点についての質問をさせていただきます。

まず1点目、河川の水質管理についてであります。

潟上市は本年、環境基本計画の出発年度であります。環境衛生についてであります。通告に従いまして河川の水質管理とごみの減量について質問をさせていただきます。

ただいま通告にないようなことを今申したんですけれども、29度、気象予報によれば、本年の7月・8月は昨年よりも暑いと予報されております。河川の水質管理であります。八郎湖は平成19年、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されましたが、潟上市も水質保全対策の一環として生活環境整備を掲げているものの、その要因が複雑に絡み合い、根本的な解決対策は容易ではありません、と思っております。

八郎湖はかつて湖面積220k m²、平均水深3m、最大水深4.5mの汽水湖であったが、昭和32年着工の干拓工事によって、防潮水門によって淡水化され、湖面積47.3k m²、平均水深2.8m、最大水深10m、貯水量132.600万m³の淡水湖となり、結果、水質環境に負荷を与える可能性がある農地など約1万3,500haと増えた反面、浄化能力を持つ湖面積が5分の1に減少。周辺住民の生産活動、日常生活によって流れ込む汚濁負荷の増加により、窒素、リンなどの栄養塩類の蓄積により湖水の富栄養化が進み、植物プランクトンの増殖が顕著となり、本来、潟が持っていた浄化能力を大きく超えて今日に至っているものと思います。

本市の生活圏の中を流れ、八郎湖への流入河川、豊川って書きましたんですけども、豊川と馬踏川の生物科学的酸素要求量、通称BODと言っております。科学的酸素要求量(COD)、トータルリン、トータル窒素の試験試料採取時の工夫や気象条件、気温、風向、降雨量、農業用水路の泥、定点試験、目視など、シビアな管理が必要と考えます。さらに、栄養塩類の蓄積、堆積されたものが肥培管理のために湖水のレベル推移が流入河川へ逆流を招き、水温の上昇が重なり、水質に悪さを与えているのではないかと。本市での水質保全対策の対応では、困難と考えます。市長の見解を伺います。

1点として、関係機関への取り組みをどのように考えておりますか。

試料の検収、活用はどのようにしておりますか。

次に、ごみの減量についてであります。

二酸化炭素削減と設備の延命を目的のクリーンセンター基幹改良整備事業も工程どおり1号炉が既に試験操業から本操業に入っております。

本市のごみの排出量は、平成18年度以降、減少傾向に推移しております。市民の排出物に対する意識が一段と深まったものと思います。

国も第3次循環型社会形成推進基本計画案、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせたごみの最終処分量を20年度までに00年度比で7割減の1,700万t以下にする目標、中央環境審議会が答申書を環境省に提出、閣議決定の予定と報道されました。

本市でも改良工事を起点として、一層のごみ減量化を目指し、具体的な行動を起こし、廃棄物の排出者である市民、事業者の認識と意識の徹底がなされなければ改良工事の意義が問われると思います。市長の見解を伺います。

1つ、ごみの減量に向けた分別の方法と方策は。

2として、燃焼設備の認識の方法をどのように考えておりますか。

以上です。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 2番大谷貞廣議員の一般質問の1つ目「河川の水質管理について」お答え致します。

ご質問の1点目「関係機関への取り組みをどのように考えているか」につきましては、水環境の保全是潟上市環境基本計画の重点目標として掲げております。八郎湖で発生したアオコが流入河川を遡上し、住宅地周辺での腐敗により悪臭が発生して日常生活へ大きな影響を及ぼしております。住民への健康被害が考えられることから、遡上を防ぐた

めのシルトフェンスを馬踏川、豊川の2級河川及び準用河川である飯塚川、妹川に設置するとともに、住宅地周辺にアオコが発生した場合は放水により腐敗したアオコの塊を拡散させるなど対応を取ってまいります。

今年度、県では馬踏川、豊川の両河川においてアオコに対応する設備を設置します。しかし、この設備は八郎湖の根本的な水質改善の対策ではないことから、県及び流域市町村で構成する「八郎湖水質対策連絡協議会」を通じ連携を強めるとともに、県で本年度策定する「八郎湖に係る第2期湖沼水質保全計画」に対し強く対策を要望してまいります。

2点目の「試料の検収・活用はどのようにしているか」につきましては、県では馬踏川、豊川におきまして水質調査を毎月実施しております。環境基本計画策定時にはその調査結果を提供していただき、その取り組み策定に活用させていただいたところであり、今後は月ごとの結果に基づき、アオコ発生時の気象条件及び発生箇所を県と十分協議・検討し、シルトフェンス設置等の対策に生かしていきたいと考えております。今までの調査結果と汚濁原因物質との関係について県をはじめとする水質対策機関と協議し、その排出の低減に努める啓発活動を構築してまいりたいと考えております。

一般質問の2つ目「ごみの減量について」お答え致します。

1点目の「ごみ減量に向けた分別の方法と方策」につきましては、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみとして分別収集しております。このうち資源ごみについては、さらにペットボトル及びダンボール、新聞紙、雑誌類、雑紙類に区分されております。また、ごみの3から4割を占めるといわれる生ごみを減らすことが大事であることから、家族での食べ残しや賞味期限切れなどによる廃棄を減らし、生ごみの発生抑制に努めることや、生ごみの水切りを徹底することを推進しております。また、生ごみ処理容器による処理への取り組みを促進するため、生ごみ処理容器の購入助成を継続し、その利用拡大を広報や講習会を実施して生ごみ減量に向けた啓発活動を引き続き行ってまいります。

近年は家庭からのごみの排出量は減少傾向にあり、市民のごみ減量化への意識が高まっていると考えられます。しかし、リサイクル率につきましては横ばいからやや減少傾向にあることから、今年度中に取り組みを予定しております「びんの分別収集」について地域ごとの説明会を計画しており、その際改めてごみ分別収集についても各地域に協力をお願いしていきたいと考えております。

2点目の「燃焼設備の認識方法をどのように考えているか」につきましては、今回の改良工事で最新の燃焼設備となり燃焼効率もよくなりますが、ごみ量の増加や分別が悪化すると施設設備に負荷がかかる状態となります。今まで以上にごみの減量と分別、再資源化の徹底を図るため、市民・事業者・市が一体となって取り組むことにより、改良後の施設をより長く有効利用できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 2番大谷貞廣議員、再質問ありますか。2番。

○2番（大谷貞廣） 再質問させていただきます。

まず関係機関への取り組みということの1点目なんですけれども、アオコの件に関しては最近こう盛んに増えてきましたよと、悪臭が増えてきましたよと、そういう具合になっているんですけれども、昨年度もフェンスを設けて放水をしておるはずなんですけれども、この効果というやつはかなり出てるもんだすべか。そこら辺、何だもんだすべか。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 関谷生活環境部長待遇。

○生活環境課長（部長待遇）（関谷良広） 2番大谷議員の再質問にお答えします。

昨年度も河川の豊川、馬踏川にシートフェンス設置しましたけれども、効果は十分出ています。一昨年の設置が遅れたせいもありますけれども、一昨年に比べ十分な効果が得られております。

それから、一向の方の天王地区においてもアオコが発生してございましたけれども、放水により塊を破壊することができましたので、その効果も出ております。

以上です。

○議長（千田正英） 2番。

○2番（大谷貞廣） ありがとうございます。確かに流入河川のところは効果は出たと思うんですけれども、私思うに、学者ではないんですけれども、要するに堂々巡りしているんでないかと。発生源たるものの、八郎湖の発生源をきちっと抑えなければ、河川のところで我々市で対応してもなかなか、そのところだけは解消できても、要するに1年間がアオコの発生がなくなったよと、こういう結果なんだべかなと私疑問に思っているんですけれども、これは私もそこに行って見たことないんでわかりませんが、今、私最初からお話の中にあるんですけれども、要するに国営の仕事で要するに汽水湖が淡水湖になりましたよと、それで八郎湖の浄化能力が5分の1に減ったよと、これが

一番大きい問題でないかなと思っておるので、本市の水質保全対策の対応では困難ではないかなと、こういうことで県ではどういう対応を、取り組みをどうしますかと、こういう私の気持ちでありましたんでございます。

そこで私は、もう一つですな、もう一つは、要するにこの、要するに試料の検収の結果、これ重複するんですけれども、試料の検収、私、手元に持っておるんですけれども、これを見れば、一貫性がないかもしれません、ごめんなさい、この結果を見れば、いろいろな対応ができるんでないかなと。学者でないから簡単なことで申しわけありませんけれども。23年度と24年度のことを見れば、要するに基準値をぎりぎりにクリアしているわけです。さらに、この資料は私だけであると思うんで、申しわけございません。11月以降ってば、豊川も馬踏川も基準値をさらに下回った基準に出てるわけでございます。そうすれば、この基準点をぎりぎりに、あやふやだよというところは7月、8月になっておるわけでございます。そうすれば何をこれはいわんやで、夏場の肥培管理のために潟上の水位を上げねばいけねえという、こういうお話をちらっと聞いております。それが要するに河川の、2級河川は潟上市の管轄ではございません。そのところに風とともに押し流されて、これが循環してるんでねえかな、素人考えでございますので、そういうような取り組み、ことをしていただきたいなと思っておるわけでございます。今、県の取り組みと検証の云々ということで一緒くたになってたんでございますけれども、そういうことでございます。

まず、ご答弁がありますれば宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 関谷生活環境部長待遇。

○生活環境課長（部長待遇）（関谷良広） 先ほどの答弁にもありましたとおり、今回、馬踏川、豊川の方にアオコの対応とする設備を県の方で設置致します。これは先ほどお話ししましたとおり根本的な水質の改善にはつながりませんが、この検証することによって、この後、県の方で作成します八郎湖に係る第2期湖沼水質保全計画の方にその検証結果を生かしていくということになってございますので、そちらの方に十分要望を伝えていきたいというふうにして思っていますので宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、アオコの発生源について2番さんからありましたが、はっきり言って県でも何十年来とアオコ対策をやっていますが、結論出ていないと。それで、私はこの間の県の会議でも小手先でないかと、やり方が、もう少し抜本的なものをやらな

きゃだめだということで、県でもそれなりに学者の先生を集めて、防潮水門、全部開けるとか、いろいろいろいろやっているけれども、なかなかこれという決め手がないということで、それでも県は最初は今の対策協議会の会長は部長であったのが今度副知事になるということで、だんだんだんだん予算も多くなってくると。私はどうせやるなら知事からも会長になってもらって本格的にやってほしいという私は持論ですが、大潟村はこれは国策だと、ですから国がやるべきだと、これが持論です。寺田知事さんにもお話した当時は、そのとおりだと。だけれども県もやらなきゃならないということですから、はっきりいって、少し長くなりますが、私は県の方からいつもばしまげられでらと。ということは、八郎湖を浄化するためには下水道、沿岸の下水道を完備すれば、河川に流れてくる洗濯水とかそういうのがなくなるから浄化を防げると。99%近く浄化、八郎湖の下水道化されるでしょう。一番ひでぐなってる。ばしまげでる。何だかという、今度、大潟村の田んぼの泥水だと、来てくる。で、今、指定湖沼をやるということで後手後手なんです。そうもいって批判ばかりしてもしょうがないから、私たちも一生懸命やるから国も一生懸命やってくださいと。それで今回の、これはこだま祥子議員が頑張ってる潟上市の2本の河川で試験設備をしてデータをとるということですので、これを全部データを公開してアオコ対策の一助にすればいいということですが、大体、ヘドロなんか何メートルもあるらしいですよ、ヘドロ。これをやるったってね、天文学的な金が必要だということも言われてます。ですからダムの一例とったって、ダムの何十倍も何百倍も大きい八郎湖ですから、ダムだってほとんどあれでしょう、ヘドロがたまっているんでしょ。と同じで、それにさりとて米代川の水を引っ張ってくるとか、あるいは海水を入れるとかっていろいろ我々やっているんですが、果たして、私はいつも言っているんですが、県が八郎潟、八郎湖が大潟村の水がめだという感じがある限りは絶対に浄化はできないと。県もそろそろ八郎湖の浄化というものを本腰を入れてきた感じはしますので、是非それに私たちも一生懸命、沿岸の協議会が頑張っていこうということでございます。

○議長（千田正英） 2番大谷議員。

○2番（大谷貞廣） ただいま市長から相当決意あるお話をいただいて安堵しておる次第でございます。そうすれば、八郎湖の淡水魚もまた増えてくると思っております。そうすれば骨太の子供らも育ってくると思っております。

1点目の件についてはわかりました。どうもありがとうございます。

次の件なんですけれども、私このごみの減量については、今回、藤原議員からちょっと減量の形がありましたんですけれども、以前から私このごみの減量については2回ぐらいいかな、質問したことが記憶にあります。なぜかってば、やはりこのごみというやつは出す側の人意識をきちっとしなければ最後のつけが回ってくるよと、これを言うんです、私は。そうすれば最終処分場もまだ長くなりますよと、こういう方程式があると思います。そこでそのようなお話をしたわけなんですけれども、ここ、1の分別方法としては十分理解しました。

それと2の燃焼設備に関してなんですけれども、これは確かに私ももの好きなものですから二、三回、今の設備工事のときお伺いして、職員の人、それから三菱だっけかな、メーカーの人からも説明を受けておりますし、また、あれこれ意見交換をさせていただいています。なぜってば、やはりこのごみというのは大変な問題なんです。早い話が。

そこで、やはり先ほど部長からもご答弁ありましたんですけれども、やはりまだ出せば燃やしてくれると、こういう意識が80%からあるということは、何ぼいい設備やっただってこの設備に関しては秋田市の燃焼方式と違うということをも市民の皆さんに認識していただきたいんです。これを言っているんです。でなければ、何ぼやっただって意味がねえんです、早い話が。悪いものを出してやれば設備も早く、要するに燃料ですな、燃料の、燃やすものの材料が変なものを作ってやれば、燃やす職員は一生懸命やっているんです。あの御苦労を見れば、ただではおさまらないと思います。これは小学校かな、の生徒の校外学習というんですか、そういうところに子供方はよく見ております。できるならばもっと上層部の方々が、市民の代表だとかそういう方々がこの燃焼設備と職員の御苦労を味わっていただいて、ごみはどうだか、どういう具合にさねばいけないか、ここを知っていただきたいなど、こう思ってあえて今回はこの燃焼設備を改良した工事に伴ってもう一回ギアチェンジしてごみの減量に取り組んで、市民全員がそういう意識を持っていただきたいなど。それであえて質問したわけでございますので宜しくお願いします。ご答弁はいりません。私の意のあるところをくんで宜しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） これをもって2番大谷貞廣議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため6月12日から19日までの8日間、本会議を休会し

たいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（千田正英） 異議なしと認め、6月12日から19日までの8日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、6月20日木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集お願い致します。

大変どうもお疲れさまでした。

午後 1時58分 散会

